

前橋市立第一中学校 いじめ防止基本方針

1 基本的な考え方

- (1) いじめ防止等の対策により生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組めるようにする。
- (2) いじめ防止等の対策においては、いじめがいじめられた生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、生徒が十分理解できるようにする。
- (3) いじめ防止等の対策は、いじめを受けた生徒の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、県、市、地域住民、家庭その他の関係者の連携のもと、いじめ問題を克服することを目指して行う。

2 取り組みの内容

- (1) いじめに対する次の基本認識が持てるようにする。
 - ① いじめは人権侵害であり、「いじめを絶対に許さない学校」をつくる。
 - ② いじめられている子どもの立場に立ち、絶対に守り通す。
 - ③ いじめる子どもに対しては、毅然とした対応と粘り強い指導を行う。
 - ④ 保護者との信頼関係づくり、地域や関係機関との連携協力を努める。
- (2) 未然防止に向けては、人権尊重の精神に基づく教育活動を展開するとともに、子どもたちの主体的ないじめ防止活動を推進するために、次のようにする。
 - ① 望ましい人間関係や互いのよさを認め合う環境をつくる。
 - ② 道徳・特別活動を通して規範意識や集団の在り方等についての学習を深める。
 - ③ 子どもがいじめ問題を自分のこととして考え、自ら活動できる集団をつくる。
 - ④ 常に危機感を持ち、いじめ問題への取り組みを定期的に点検して、改善充実を図る。
 - ⑤ 学校生活での悩みの解消を図るために、スクールカウンセラー等を活用する。
 - ⑥ 教職員の言動でいじめを誘発・助長・黙認することがないよう細心の注意を払う。
 - ⑦ 教職員研修の充実、いじめ相談体制の整備、相談窓口の周知徹底を行う。
 - ⑧ 地域や関係機関と定期的な情報交換を行い日常的な連携を深める。
- (3) いじめは、大人の目の届きにくいところで発生することを念頭に置き、学校組織として早期発見に取り組むとともに、家庭・地域と連携して実態把握に努める。そのために次のように取り組む。
 - ① 子どもの声に耳を傾ける。(アンケート調査、生活ノート、個別面談等)
 - ② 子どもの行動を注視する。(チェックリスト、ネットパトロール等)
 - ③ 保護者と情報を共有する。(電話連絡、面談・家庭訪問、PTAの活動等)
 - ④ 地域との連携を密にする。(地域行事への参加、関係機関との情報共有等)

(4) 早期解消に向けて、いじめ問題が生じたときには、詳細な事実確認に基づき早期に適切な対応を行い、関係する子どもや保護者が納得する解消を目指すために次の取り組みをする。

- ① いじめられている子どもや保護者の立場に立ち、詳細な事実確認を行う。
- ② 学級担任等が抱え込むことのないように、学校全体で組織的に対応する。
- ③ 校長は事実に基づき、子どもや保護者に説明責任を果たす。
- ④ いじめの子どもには、行為の善悪をしっかりと理解させ、反省・謝罪をさせる。
- ⑤ 法を犯す行為に対しては、早期に警察等に相談して協力を求める。
- ⑥ いじめが解消した後も、保護者と継続的な連絡を行う。

(5) 重大事案への対応は次のようにする。

- ① 教育委員会と連携して速やかに適切な方法により事実関係を明確にするための調査を行う。
- ② 調査結果について当該調査にかかわるいじめを受けた子ども及びその保護者に対して必要な情報を適切に提供する。
- ③ 地方公共団体の長等に対する重大事案が発生した旨の報告、地方公共団体の長等による①の調査の再調査、再調査の結果を踏まえて措置を講ずる。

(6) 評価については次のようにする。

いじめ事案が隠蔽されずいじめの実態把握及びいじめに対する措置が適切に行われるよう、いじめの早期発見、いじめの再発防止のための取り組みについて適切な評価をする。

3 組織（いじめ防止対策委員会）

(1) 委員

校長、教頭、生徒指導主事、各学年生徒指導担当

必要に応じて 教務主任、教育相談担当、特支コーディネーター、養護教諭、スクールカウンセラー、外部専門家等。

(2) いじめ防止対策委員長 生徒指導主事

4 役割

(1) 校長 いじめ防止基本方針の策定（学校経営方針にも反映）

(2) 教頭 いじめ防止推進体制の工夫・改善

(3) いじめ防止対策委員長 計画の立案、実施、評価の中心

(4) 教務主任 いじめ防止のための教育課程の編成

(5) 各学年生徒指導担当 各学年の計画の立案、実施、評価
各学年教師の指導力向上

5 委員会開催日

毎週金曜日第4校時